

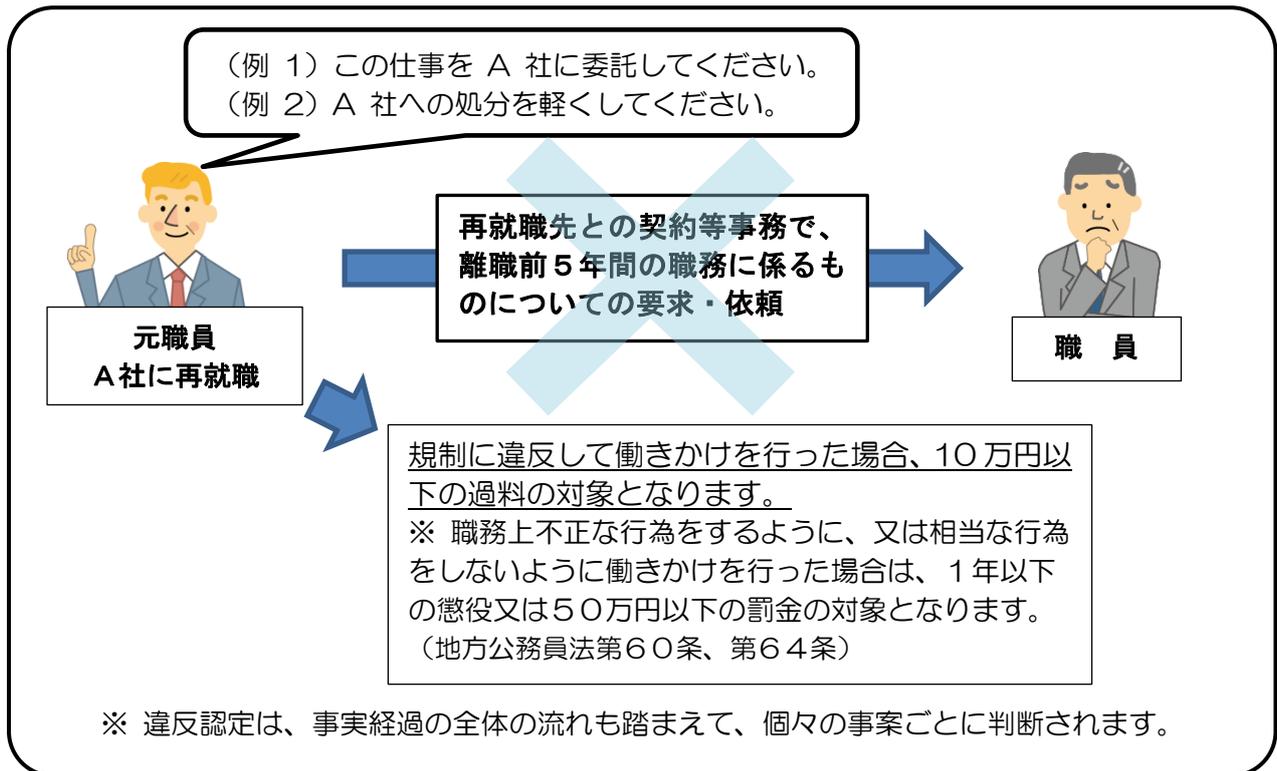
# 小千谷市職員の退職管理について

## 1. 働きかけの禁止

再就職した元職員は、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。

(在職中のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。)

平成28年4月の地方公務員法の改正により、再就職した本市退職者が、現職の職員に対して、本市と再就職先との契約や処分に関する事務で、離職前5年間又は一定の職に就いていた間の職務等に係るものについて、要求・依頼（働きかけ）を行うことが禁止されます。



### ◆ 働きかけ禁止の範囲 ◆ (地方公務員法第38条の2、職員の退職管理に関する条例第2条)

- 在職していた執行機関の組織等の職員に対し、**離職後2年間**、再就職先に関する契約等事務であって**離職前5年間の職務に属するもの**に関する働きかけが禁止されます。
- **離職前5年よりも前に管理職**に就いていたときの職務についても、**離職後2年間**、働きかけが禁止されます。
- 最終決裁者として**自ら決定した契約等事務**に関する働きかけは、**期限の定めなく**禁止されます。

### ◆ 働きかけ禁止の例外となる場合 ◆ (地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項)

- 行政庁からの指定・登録・委託等を受けて行うものについて、業務遂行のために必要な場合、地方自治法第 22 条第 3 項の法人等の業務を行うために必要な場合
- 法令や、地方公共団体との契約・処分に基づき権利の行使や義務の履行をする場合
- 法令に基づく申請や届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として承認を得た場合

## 2. 再就職状況の届出

**管理監督者の地位にあった元職員は、退職後2年間、再就職状況の届出が必要です。**

本市では、改正地方公務員法を踏まえ、「小千谷市職員の退職管理に関する条例」を制定しました（平成28年4月施行）。この条例に基づき、管理職（小千谷市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職を含む。）の地位にあった元職員は、再就職をした場合に、本市へ届出をする必要があります。

また、届出の内容は、小千谷市ホームページなどで公表します。

### ◆ 届出内容・公表時期など ◆ (職員の退職管理に関する条例第 3 条)

- **届出が必要な元職員**  
課長級・参事・課長補佐級の職（小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭を含む。）に在職したことがある元職員
- **届け出が必要な場合**  
本市退職後2年の間に再就職したとき
- **届出内容**  
再就職日、再就職先の名称、再就職先の業務内容・地位など

⇒届出に必要な様式は、小千谷市ホームページの『職員の退職管理について』からダウンロードしてください。

- **届出時期・届出先**  
再就職後速やかに（再就職後原則1月以内に）、総務課職員係（学校職員については、学校教育課）に届出

⇒ 届出内容は、毎年8月末までに取りまとめて、市ホームページ等で公表します。

(小千谷市役所総務課職員係)